

# 動産総合保険 申請の流れ

損害の拡大防止・軽減に努めてください。なお、発生した損害の責任が第三者にあり、第三者から損害賠償を受けられるときは、その賠償請求権の行使や存続について必要な手続きをお取りください。

お客様

申請書類の送付

- 別紙「必要書類のご案内」をご参照いただき、申請に必要な書類を下記住所までご郵送ください。

- ・保険申請中も口座振替は通常通りご請求申し上げます。



リース会社

保険会社へ申請  
↓  
査定結果連絡

- 弊社より保険会社へ保険申請を致します。

- ・書類の追加提出をお願いする場合がございます。
- ・保険会社による事故調査前は、事前承諾なく修理や損傷部分の廃棄はお控え下さい。
- ・保険会社による現地調査が必要となる場合がございます。

- 保険査定結果を弊社よりご連絡致します。

- ・保険会社の調査が入り結果連絡までに1~2ヵ月程日数を要する場合がございます。
- ・保険認可に関する判断は保険会社が行います。
- ・保険適用されないケースや保険対象とならない損害部分に対しては保険金は支払われませんのでご了承ください。



リース会社  
お客様

最終手続き

- 全損(修理不能)の場合

- ・保険金は解約時の規定損害金に充当し、解約(契約終了)となります。
- ・お客様は保険会社が弊社に支払った保険金を限度として規定損害金(残存債務)の弁済を免れます。

- 分損(修理可能)の場合

- ・保険金は修理費用に補填します。
- ・契約は従来通り継続となります。

## <申請書類の提出先>

〒101-0003

東京都千代田区一ツ橋2-1-1 如水会館

三井住友ファイナンス&リース株式会社

リテール事務部 動産総合保険担当者 宛

# 動産総合保険 必要書類のご案内

## 【保険金請求時にご提出いただく必要書類一覧】

※保険会社の要請に基づき追加手配をお願いする場合がございます。

	破損 ・破損 ・第三者破損 ・転倒	天災 ・風水害	落雷	火災 ・焼失 ・煙害 ・散水害	盗難 正常管理 下の盗難	留意点 下記留意点をよくご確認くださいませようお願い致します。
保険事故報告書	○	○	○	○	○	・「記入サンプル」をご参照の上、できるかぎり詳細にご記入ください。 ・未記入があると、申請ができません。 ・1契約につき、1通必要になります。
保険事故報告 確認書	○	○	○	○	○	・必要書類に漏れがないかご確認ください。
写真	○	○	○	○	○	・客観的に下記3点が確認できる全ての物件・台数分を同封してください。 ①物件全体が分かるもの ②損害の箇所、損害の状況が分かるもの （基盤等の部品が破損している場合には、その写真） ③物件の型式・機械番号が分かるもの ・「火災」や「盗難」で物件不存在の場合は、事故現場の写真を同封ください。
修理見積書 又は 修理不能証明書	○	○	○	○		・「修理見積書」は、修理代総額のみでなく、部品、数量、工賃等の修理内容の詳細が分かるものとしてください。 ・「修理不能証明書」の場合は、検証内容(調査作業内容)、修理不能理由を明記してください。修理不能理由が、「修理した場合、再調達価額を上回る(経済的全損)」の場合には、「修理した場合の見積書」も同封ください。
罹災証明書		○		○		・「火災」の場合は消防署へ発行をご依頼ください。 ・「風水災」の場合は市町村役場へ発行をご依頼ください。 また併せて天候証明書類(新聞記事・気象庁ホームページ可)を同封ください。 (天気予報は不可です。)
落雷証明書			○			・落雷を証明する書類(フランクリンジャパンの落雷証明書等)を同封ください。(気象庁ホームページ可、天気予報・注意報は不可です。) ・落雷事故であるか専門機関等で検証するため、部品・製品を回収する場合がございます。
盗難証明書	※1 ○				※2 ○	・警察署で発行 ・発行されない場合は、届出警察署、警察署の電話番号、盗難届受理番号、届出日、届出人名を必ず「保険事故報告書」にご記入ください。 ・「第三者破損」の場合も、「保険事故報告書」の「破損」の欄に○していただいた上で、「盗難」の欄の警察への届出内容欄に詳細をご記入ください。

※1 <第三者による破損>に遭われた場合の申請について(電光看板や測量機など)  
不明の第三者による破損被害に遭われた場合、最寄の警察署へ被害届を提出するようにしてください。  
「被害証明書(又は受理番号)」は必須書類ではありませんが、保険会社からの要請に基づき、届出の有無をお問合せさせていただく場合がございます。

※2 <盗難>に遭われた場合の申請について  
(例)レジスター  
A:レジスターごと現金等を盗まれた場合の事故原因⇒「盗難」  
B:レジスターを壊され現金等を盗まれたが、レジスターは盗まれていない場合の事故原因⇒「破損」  
C:レジスターを壊されドリア部分と現金等を盗まれた場合の事故原因⇒「盗難」「破損」両方  
※上記は、事故物件が「自動販売機」などその他の場合も同様です。

【その他追加書類】  
・「修理作業完了報告書」(作業内容、作業日時、作業人数等が具体的に記載された修理作業報告書)および「修理会社発行の請求書」のご提出をお願いする場合があります。  
・修理代金をお客様が立替えた場合で、保険金をお客様にお支払いする場合には、修理会社の領収書等のご提出をお願いする場合があります。  
・上記の他に、保険会社からの要請に基づく書類等を追加をお願いする場合があります。